

女 3.034人

【今月号の内容】	
◆ 菊	1頁
◆ 議会の動き	2頁
◆ 国民年金に加入し よう	2頁
◆ 「飲酒運転」を追放 しよう	2頁
◆ 村税メモ	2頁
◆ 赤ちゃん会	3頁
◆ 休日診療について	3頁
◆ 南河内地域における大 阪府交通事故相談日程	3頁
◆ 小児マヒ生ワク投与	3頁
◆ 歳末助け合い運動に ご協力を	4頁
◆ 大・猫に避妊手術を	4頁
◆ 秋の全国火災予防運動 はじまる	4頁
◆ 献血にご協力ありがと うございました	4頁
◆ 南河内の名所旧跡めぐ り参加者募集	4頁
◆ 保育所設置に関する アンケート調査結果	5頁
◆ 人権週間	5頁
◆ 共同募金実績報告	5頁
◆ 「若妻会恒例」村内四 幼稚園にも堀り招待	5頁
◆ サラリーマンの落とし穴	6頁
◆ 利率のめやす	6頁

議会の動き

昭和五十二年第五回千早赤阪村議会臨時会は、十一月二日の一日間の会期により開催し、非常勤の教育委員会委員の任命についての案件が提案上程され、原案どおり同意されました。

同意案件は次のとおりです。
▽第四十三号議案
教育委員会委員の任命について
東阪一二〇八番地の大橋慶二氏の選任について同意されました。

国民年金は、工場や会社勤めしている人や官公庁に勤めている人などを除いて20才から59才までで農業・漁業・商業などの自営業の人・サービス業などの人やその家族を対象にした年金制度で、老後や不慮の事故等により障害になったり、母子家庭になったり、父母と死別し遺児になったときなどに年金を支給して生活の保障をはかることを目的としています。

国民年金の給付には、老齢年金・通算老齢年金・障害年金・母子年金・準母子年金・遺児年金及び寡婦年金があり、このほかに死亡一時金があります。

受ける年金額は物価の上昇にあわせて自動的に引き上げられます。保険料は、一カ月二千二百円です。

また、家計が苦しくて保険料を納められないとか生活保護を受けている人などのために任意加入者（サラリーマンの奥さんなど）を除いて保険料が免除される制度もあります。

…国民年金に加入しましょう…

▽村税メモ△

昭和五十二年度、固定資産税第四期の納税は十一月末日です。本月も次の通り各地区へ出張徴収にお伺いしますので、この機会にぜひお納めください。

月 日	時 間	場 所
11月28日 (月)	午前9時～午後3時	森屋青年会場
	午前9時～午後3時	水分公民館
	午後1時～午後4時	二河原辺集会所
11月29日 (火)	午前9時～正午	川野辺集会所
	午後1時～午後4時	桐山金泉寺
	午前9時30分～午後3時	千早農協出張所
11月30日 (水)	午前9時～午後3時	中津原集会所
	午前9時～正午	小吹台小学校
	午後1時～午後4時	上東阪集会所
	午後1時～午後4時	下東阪集会所

街を自然を美しく
吸いがらの投げ捨てはやめましょう。



Smokin' Clean
吸いがらの投げ捨てはやめましょう。



「飲酒運転」を追放しよう!!

一杯の酒で兇器になる車!



この十一月から歳末にかけて、大阪では悲惨な交通事故が続く、飲酒運転を追放するため各種の啓蒙活動をはじめ厳しい交通取締りが展開されています。

特に十二月には、お酒などを飲む機会が増えると思われるが、飲酒運転は絶対しない、させないことを原則にして、交通マナーの高い安全運転に努めていただきます。

▽ご家庭で職場で

先ず家族ぐるみで「飲酒運転はしない」ことを徹底しましょう。また、家庭でも職場でも車を運転される訪問客にはアルコール類は一切すすめないことを守ってください。

★キッパリとことわる勇気

車を運転しようとする時にお酒をすすめられたらキッパリとことわる勇気をもつことが大切です。

また、あらかじめ

◎酒席では車で出向かない。

◎飲むとき、飲んだときは車をガレージに預けておくことも

★運転に及ぼす影響

飲酒することによって運転に次のような影響が強くみられます。

◎運転に最も大切な目が酒のために正常に働かなくて、道路標識、障害物、対向車などの発見が遅れたり、見落したりする。

◎運転動作の反応時間が遅れたり、タイミングがずれたりする。

◎抑制心や緊張力、その他判断能力が鈍るほか

刺激に対しての感情も著しく鈍り大胆となる。

◎心身状態が興奮するのを呼吸・脈はく、脳波などが混乱して運転者は意識しないが極度の疲労運転となる。



休日診療について

休日診療当直医予定表

月 日 曜	医 院 名	住 所	電話番号
11月20日(日)	高 田 医 院	富田林市喜志新家2丁目4-2	07212 ③2006
23日(祭)	横 田 医 院	" 久野喜台2丁目5-5	07212 ⑨1984
27日(日)	小 野 田 医 院	" 久野喜台1丁目17-8	07212 ⑨9579
12月4日(日)	平 田 医 院	" 常盤町12-33	07212 ③2034
11日(日)	綿 谷 医 院	" 喜志町3丁目6-25	07212 ③2960
18日(日)	村 田 医 院	" 青葉ヶ丘8-2	0723 ⑥6241
25日(日)	広 谷 医 院	河南町大宝1丁目4-9	07219 ③3857
29日(木)	上 野 医 院	富田林市山中田377	07212 ③6453
	山 本 医 院	" 久野喜台1丁目9-45	07212 ⑨0596
30日(金)	尾 山 医 院	" 竜泉684	07212 ④3139
	成 原 医 院	" 高辺台1丁目7-18	07212 ⑨1440
31日(土)	仲 谷 医 院	河南町寺田132	07219 ③3501
	古 田 医 院	富田林市寺池台3丁目18	07212 ⑨3186

★診療時間は午前10時から12時まで、午後1時から午後5時まで

★往診はいたしません。

11 月		
日	曜	実施場所
15	火	南河内府民センター
16	水	南河内府民センター 河内長野市役所
17	木	藤井寺市役所
18	金	南河内府民センター
21	月	"
22	火	"
24	木	"
25	金	羽曳野市役所
28	月	南河内府民センター
29	火	"
30	水	"
12 月		
日	曜	実施場所
1	木	藤井寺市役所
2	金	南河内府民センター
5	月	"
6	火	"
7	水	"
8	木	"
9	金	羽曳野市役所
12	月	南河内府民センター
13	火	"
14	水	"
15	木	藤井寺市役所
16	金	南河内府民センター
19	月	"
20	火	"
21	水	南河内府民センター 河内長野市役所
22	木	南河内府民センター
23	金	羽曳野市役所
26	月	南河内府民センター
27	火	"

相談は府民センター各市役所と
も午前10時～午後4時
◎南河内府民センターでは「無料
法律相談」も行っています。なお

相談には、関係資料をご持参く
ださい。
とき 毎月第二・第四金曜日
(11/25・12/9・12/23)

大府交通事故相談日程表

南河内地域における

大阪府南河内府民センター
(07212) 五一一三三

大阪府富田林市寿町
二丁目六番一号

ところ 南河内府民センター
ロビー

一定例赤ちゃん会開催

赤ちゃんについての育児、健康相談等を下記のとおり実施致しますので、最寄りの場所へおいでください。

なお、3才児になられた方は3才児健康診査を富田林保健所で 毎月第一第三金曜日の午後0時30分より1時まで受付を行なっておりますので、受けられる方は筆記用具、母子手帳を必ず持参してください。

赤ちゃん会日程表

実施日	時 間	場 所
11月29日(火)	午後1時10分～2時	川野辺(川辺英一氏宅前)
	2時10分～3時	水分(神社下共同貯蔵庫前)
	3時10分～3時30分	二河原辺(山本庄三氏宅前)
11月30日(水)	午後1時10分～1時40分	桐山(金泉寺下)
	1時50分～2時10分	赤阪運送上
	2時20分～2時50分	森屋防除組合前
	3時～3時30分	役場庁舎前
12月1日(木)	午後1時10分～1時40分	吉年(東阪郵便局下)
	1時50分～2時10分	下東阪集会所前
	2時20分～2時40分	上東阪(辻アキノ氏宅前)
	2時50分～3時20分	千早農協出張所前
12月2日(金)	午後1時20分～1時40分	小吹集会所前
	1時50分～2時20分	中津原集会所前
	2時30分～3時30分	小吹台小学校正門前

小児マヒ生ワク投与

役場衛生係では下表の日程で生ワク投与を行ないます。
対象者は生後3ヶ月～48ヶ月までの乳幼児です。母子手帳、印鑑および接種者の体温を計って最寄りの実施場所までおこしく
ださい。

日 程 表

月 日	時 間	場 所
11月24日(木)	午後1時10分～1時30分	川野辺(川辺英一氏宅前)
	1時35分～2時	水分(神社下共同貯蔵庫前)
	2時05分～2時20分	二河原辺(山本庄三氏宅前)
	2時25分～2時40分	桐山(金泉寺下)
	2時45分～3時	赤阪運送上
	3時05分～3時20分	森屋防除組合前
11月28日(月)	3時30分～4時	役場庁舎前
	午後1時10分～1時30分	吉年(東阪郵便局下)
	1時35分～1時50分	小吹集会所前
	1時55分～2時10分	中津原集会所前
	2時15分～2時30分	下東阪集会所前
	2時35分～2時50分	上東阪(辻アキノ氏宅前)
	3時～3時20分	千早農協出張所前
	3時30分～4時	小吹台小学校正門前

歳末助けあい運動に

ご協力を！

本年も、のこりすくなくりました。恵まれぬ人達が明るく楽しいお正月を迎えられるよう千早赤阪村共同募金会では、十二月一日より十日まで歳末助け合い運動を行ないます。

みなさまよりいただく善意は、村内要保護世帯、施設入所者、援護児童等の方たちへお見舞いとしてお贈り致します。

積極的にこの運動をおし進めたいと思いますので、村民のみなさ

犬・猫に避妊手術を！

手術奨励月間十一月



犬・猫を飼っておられるみなさん、たびたび仔犬・仔猫が生まれてお困りになった経験がありませんか……？

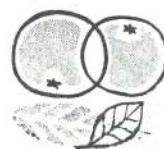
大阪府では、いらない犬・猫をふやさないために、避妊手術を奨励しています。

本来、避妊手術料は高額を要しますが、(社)大阪府獣医師会の協力を得て奨励月間中に限り奨励金を出し、費用負担の軽減をはかっています。

なお、頭数に制限がありますので早いに申し込んでください。

◎奨励金を受けるためには
犬 大阪府の区域(大阪市・堺市を除く)内に所在地があり、大阪府の飼犬登録と狂犬病予防注射を受けているメス犬。
猫 大阪府の区域(大阪市を除き堺市を含む)内に所在地があり生後六カ月以上のメス猫。

手続き ①南河内府民センター(府政相談コーナー)動物管理指導員で申請書を取り申し込んでください。
②印鑑、メス犬の場合は飼犬登録、注射済票の領収書を持参し



まのご協力をお願い致します。

◎実施主体
千早赤阪村共同募金会
◎実施協力団体
千早赤阪村民生委員協議会
◎募金期間
昭和五十二年十二月一日から十日まで

秋の全国火災予防運動はじまる

11月26日～12月2日

◎募金受入窓口
千早赤阪村民生(児童)委員または千早赤阪村共同募金会事務局(役場住民課福祉係内)で受け付け致します。

これからはしだいに寒さもきびしく、ストーブやこたつ等がこいしくなる時期となります。これに伴ない一年を通じて火災が最も多く発生する季節ともいえます。

本村でも、火災の多発期に先がけ消防団の協力を得て十一月二十六日から十二月二日までの

てくたさい。

不用犬・不用猫を引きとります
不用になった犬や猫でお困りの方は左記までご連絡ください。

▽不用犬

・毎週火・木曜日(祭日を除く)午前八時まで、富田林保健所及び河内長野支所で印鑑持参の上犬をつれてお越しください。
(この日は犬に関する各種の相談に応じます。)

▽不用猫

・毎週月・水曜日(祭日を除く)午前九時三十分～十二時まで南河内府民センターへ(印鑑持参の上、猫をつれてお越しください。)

一週間、秋の火災予防運動を実施致します。

みんなひとりととりが、火の取り扱いに注意するとともに、村が一体となって火災の予防に努めましょう。

◆これだけは防火の心得として必ず守ってください。

(1)でかける前、やすむ前に火の点検。

(2)寝たばこや、たばこの投げ捨ては絶対に止めよう。

(3)ガスコンロや、暖房器具は使い方に気をつけよう。

(4)お年寄や、幼児の安全な避難方法を考えよう。

(5)消火用具や、消火用水の備えをしよう。

使う火を消すまで

離すな目と心

なお、山焼等、広範囲に渡り野焼を行なわれる時は、役場住民課まで一報ください。

献血にご協力ありがとうございます

ごさいました

先日実施しました愛の献血に多数のご協力をいただき、ありがとうございます。結果は左記のとおりです。

受付数 五〇名
不合格数 九名
採血数 四一名

血液は人体の一部であり、生きた細胞であって人工的につくれない尊いものであります。ため、献血への参加なくして一滴たりとも血液を得ることができないわけであり。今後共、献血に多数参加、協力をお願い致します。

千早赤阪村献血推進協議会

南河内の名所旧跡めぐり参加者募集

南河内の四市四町一村でつづっている「南河内地区観光事業推進協議会」は、11月21日に実施する名所旧跡めぐりバスツアーの参加希望者を募っています。

主催 南河内地区観光事業推進協議会
日時 昭和52年11月21日(月)
集合場所
Aコース
南海河内長野駅前広場
午前9時30分集合
Bコース
藤井寺駅北側商工会前
午前9時30分集合
コース予定

①河内長野―滝谷不動(富田林)―菅生神社(美原町)―狭山遊園(狭山町)―葛井寺(藤井寺市)―叡福寺(太子町)―河内長野
②藤井寺市―菅田八幡(羽曳野市)―観心寺(河内長野市)―建水分神社(千早赤阪村)―弘川寺(河内町)―藤井寺
両コースとも定員の四十人になり次第締め切ります。参加費は無料。対象は府下の在住、在勤者。弁当は参加者持参の事。申し込みと問い合わせは村観光課。



保育所設置に関する

アンケート調査結果

七月に実施致しました、保育所設置アンケートにご協力いただきありがとうございます。

結果

対象者世帯数 二六七世帯
回収世帯 一五二世帯
未回収世帯 一一五世帯
回収率 九三・一%

回収世帯に於ける

回答結果

一、義務教育前児童が何人いますか。
一人 七二人
二人 七〇人
三人 一〇人
四人以上 〇人

二、幼稚園に入園されている児童は何人いますか。
入園している 五七人
入園していない 九三人
回答なし 二人

三、保育所に入園されている児童は何人いますか。
入園している 五人
入園していない 一〇七人
回答なし 四〇人

四、保育所があれば児童の入所を希望されますか。
希望する 六一名
希望しない 八七名
回答なし 四名

五、四の質問で希望すると答えた人の入園希望理由
・母親が居宅外で労働すること
を常態としているため。

・母親が日中居宅内で児童とはなれてい日常の家事以外の労働することを常態としているため。
一三名

・母親が疾病の状態、若しくは心身障害があるため。
二名

・保育所があれば就職を希望する

人権週間

12/4 - 12/10

来る十二月十日は、世界人権宣言が国連で採択されて、二十九周年目です。

毎年この日を「人権デー」としてほとんどの世界で何らかの形で記念行事を行なっています。

また、我が国も十二月四日から十日までを人権週間として、種々の人権意識高揚の行事を行なっています。

今回の強調事項

(1) 人権の共存

― 明るい近隣関係を築こう ―

現在、自己中心的な人権の主張が強くなっている反面、他人の人権を顧みない横暴な考え方による人権侵害の事例が多くなっています。

村民のみならず、お互いの人権を尊重しましょう。

・ 集団生活に慣れさせるため
一四名
・ その他
六名

六、四の質問で希望しないと答えた人で保育ができる人。
・ 母親 三五人
・ 祖母 六人
・ 祖父 二人
・ 姉 一人
・ 回答なし 四三人

ご回答くださいました結果については、今後保育行政の参考にさせていただきます。

(2) 部落差別の解消

現在、なご就職、結婚等の差別はあとをたぢません。

差別のない社会は一部の人達の問題でなく国民すべての問題です。一人一人このことを肝に銘じ、差別の解消を訴えていかなくてはなりません。

(3) 婦人の地位向上

男女平等の原則は憲法をはじめ種々の法律によって確立されていますが、現実には前時代的な習慣や因習とかいったものも残っており、このことにより家庭や職場等で差別がひき起されています。

この機会に「婦人の地位向上」のため、みなさんのそれぞれの立場で取り組んでいきましょう。

◎特設人権相談日

☆日時 十二月十三日(火)
午後一時～四時



☆場所 役場二階議長室
☆相談員
大阪府法務局堺支局職員
村人権擁護委員
葛本 清 脩氏
伏井 猛 朗氏

村民のみならず、人権問題について感じたり、疑問に思うことがあれば、お気軽にご相談ください。

共同募金実績報告

赤い羽根共同募金につきましては、満三十年を迎えた「赤い羽根」にふさわしく、皆さんの絶大なご協力によりまして好成績をあげさせていただきました。

このことは村民各位の心からなるご理解と、ご協力のたまものと厚くお礼申し上げます。

募金実績合計	二八三、七七九円
戸別募金	二二三、九九〇円
学校募金	一九、三七三円
バッチ	三四、〇〇〇円
その他	六、四一六円

〔若妻会恒例〕

村内四幼稚園児 いも掘り招待

去る十月三十一日、森屋六〇番地に若妻会々員によって作られたさつまいもを村内四幼稚園児(約二〇〇人)に招待しました。これは一會員の好意により無償で借りた田を利用し、若妻会々員が園児に少しでも土に親しんで農業の良さを膚で感じてもらうと地区会員毎に分担し、つるの植付けから水かけ、肥料おき、又草引きに精を出して育ててきたものです。

この日は晴天つづきで芋掘りには最適な日でした。午前九時頃から赤阪・千早・多聞・小吹台と、順番に十一時三十分頃までかかりめいめい袋とスコップをもって、一人三株づつの芋づるを早く掘ってしまいい袋を重たそうに持ち上げている子や、芋をきずつけないように大切に掘っている子や、又大きな芋を掘り上げては先生に見せている子や、子供達の元気な姿はみよりの秋を満喫しているようでした。



無知につけこみ

暴利をむさばる

サラリーローンでは、主にサラリーマン・主婦・学生などを対象に、十数万程度のお金を貸しています。ここでは、給与明細書や健康保険証だけでもお金が借りられるため、利用者が増えています。

サラリーローンの利用者は、ギャンブルや遊興費、ほかの借金を返すために借りるといった人が多く、また気軽にお金を借りられるために利息や借入れ条件を十分に考えないで、無計画に借りている人が多くみられます。

こうしたことから、借金の返済に困り、家を売ったり会社をやめたりする人離婚や夜逃げまでした人、売春や罪を犯した人など、みじめな結果を招いた人も少なくない現状です。

サラリーローンの無計画な利用は恐ろしい結果を招くことを忘れてはなりません。

サラリーローンの落とし穴

借金残酷物語を解剖する

借りた金より多く

なる、利息の魔術

サラリーローンを利用するときまず考えなければならぬのは、「利息」のことです。

借金の利息については、一般に「利息制限法」によって、年利二十%までと最高限度が決められています。しかし、サラリーローン

の場合は「出資受入、預り金及び金利等の取締り等に関する法律」によって、最高利息は一日当たり〇・三%となっています。

十数万借りると、一日当たりの利息は三百円になります。一月後には九千円(月利九%)一年後には利息だけで十萬九千五百円(年利一〇九・五%)と利息のほう

全国の貸金業者は、サラリー

ローンを含めて十数万を越えています。貸金業者は都道府県に届ける

ことになって

いますが無届

業者もかなり

いるものとみ

られています

貸金業者の中には客の無知や弱

味につけこみ暴利をむさばる悪徳

業者もいます。こうした被害にあ

モグリ業者に

気をつけよう

①無届業者からは借りない。
②都道府県にある庶民金融業協会に加盟している業者を利用する。
③契約書の内容をよく読む。



利息は、銀行に比べて高いということを十分認識して借りることが大切です。

雪ダルマを

作らない三つの心得

サラリーローンからお金を借りた場合には、一日あたりの利息は〇・三%までですから、それを越える利息はもろもろ違法になります。それ以外にも二・三注意しなければならぬことがあります。

①借金の手続きや返済の時に、書類代、印紙代、手数料といった名目で、利息以外のお金を請求されることがあります。

②お金を借りる時、利息をまえもって、ひかれることがあります。

(利息天引) 十万円を一カ月後返済することにしても、この方法では九万九千円にしかありません。

(十万円―九%の利息九千円) 借りる際に、どうしても十万円欲しい場合には十一万円借りなければならず、借金を増やす原因になります。

③利息が元金に組みこまれることがあります。例えば、借金した十万円を一カ月後に返済することが不可能になったとします。この場合、十万円プラス九%の利子九千円の計十萬九千円が借金となり、これに利息がかけられます。

この方法では、利息が雪だるま式に増えてしまいます。

(警察庁)



利率の

めやす

昭和52年11月1日現在

▽銀行

銀行預金の利率

- ◆普通預金 年一・五〇%
- ◆通知預金 年一・七五%
- ◆定期預金 (三ヶ月) 年三・二五%
- (六ヶ月) 年四・五〇%
- (一年) 年五・二五%
- (二年) 年五・五〇%

▽農協

農協貯金の利率

- ◆普通貯金 年一・七五%
- ◆通知貯金 年二・〇〇%
- ◆定期貯金 (三ヶ月) 年三・三五%
- (六ヶ月) 年四・六〇%
- (一年) 年五・三五%
- (二年) 年五・六〇%

▽郵便局

郵便貯金の利率

- ◆通常郵便貯金 年二・八八%
- ◆積立郵便貯金 年三・七二%
- ◆定期郵便貯金 年五・二五%
- ◆定額郵便貯金 (六ヶ月以上一年未満) 年三・七五%
- (一年以上一年半未満) 年四・二五%
- (一年半以上二年未満) 年五・〇〇%
- (二年以上三年未満) 年五・三〇%
- (三年以上) 年五・五〇%